

子どもの喫煙等母子保健関係調査実施要領

1 調査目的

県では、健康増進計画「健やか山梨21（第2次）」の他、「山梨県がん対策推進計画（第2次）」及び「やまなし健やか親子21（第2次）」等に基づき、たばこ対策や次世代の健康対策を推進している。

平成29年度に健やか山梨21（第2次）の中間評価及び計画の見直しを行うにあたり、未成年者の喫煙や飲酒等に関する実態を把握することを目的として実施する。調査の結果から、各種計画の指標の適切な評価を行うとともに、関係機関が効果的に連携して、健康教育と環境整備等の対策を推進し、健康づくり対策の充実を図る。

2 実施主体 山梨県

3 調査対象

県内中学生 約4,000人

県内高校生 約4,000人

- ・ 中学生については、各保健所管区ごとに中学生在籍人数の割合から県全体の結果となるように、対象校10校を選定し、対象校の全校生徒を調査対象とする。
- ・ 高校生については、全ての高等学校（県立、市立、私立）40校を対象とし、学年ごと1学級の生徒を調査対象とする。

4 調査内容 喫煙、飲酒に関する意識、知識等

5 調査方法 自記式直接回収方式

- ① 受託業者から各学校あてに調査票、封筒が送付される。
- ② 担当教員は、事前に調査実施要領、調査票を確認する。
- ③ 調査の前に、担当教員は、児童生徒一人一人に「調査票」及び「回収用封筒」を配布し、「実施上の留意点」を説明する。
- ④ 調査中、担当教員は机間巡視をしない。
- ⑤ 調査が終了したら、プライバシー保護のために、児童生徒一人一人が児童生徒用回収封筒に入れて封をした後に回収する。
- ⑥ 回収した個別の封筒を大型封筒に入れて、受託業者あて送付する。

6 調査期間

平成28年11月15日（火）から12月14日（水）

各学校の状況に合わせ、期間中の実施可能な日に行う。

7 調査票提出期限

平成 28 年 12 月 22 日（木）までに、調査票一式を受託業者あてに提出する。

8 調査集計

県の全体集計を行い、全国値や前回調査との比較分析を行う。

9 調査結果について

平成 29 年 3 月に報告書を作成し、各教育委員会、関係機関等に配布する。

その際、抽出された学校名は一切公表しない。学校ごとの集計は行わず、各学校の児童生徒の調査結果についても学校に返却しない。

10 経費

この調査に係る費用の一部は、健康的な生活習慣づくり重点化事業（たばこ対策促進事業）の補助金を活用する。